ロ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第１項第５号又は第118条第１項第３号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

四　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第268条　原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　消音器について改造又は交換を行った二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）　次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

⑴　第252条第１項第３号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発する構造の第１種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発する構造の第２種原動機付自転車（いずれも⑶に掲げるものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第１項第３号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

⑵　第252条第１項第３号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発しない構造の第１種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発しない構造の第２種原動機付自転車（いずれも⑶に掲げるものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
⑴　第１種原動機付自転車	84
⑵　第２種原動機付自転車	90

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

四　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第268条　原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）のうち、当該原動機付自転車の消音器について改造又は交換を行ったもの　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換したものにあってはロに定める基準を適用するものとする。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
⑴　第１種原動機付自転車	84
⑵　第２種原動機付自転車	90